



「秋田県木材利用促進条例」  
第14条の規定に基づく指針

## 「木材利用の促進に関する指針」



平成29年3月  
秋田県

■表紙写真の説明

<p>(上段左)</p> <p><b>森と木の国あきた展</b></p> <p>首都圏での県産木材製品の 販売促進活動</p> <p>(東京都新宿区)</p>	<p>(上段中央)</p> <p><b>秋田県庁正庁</b></p> <p>県の施設での内装木質化</p> <p>(秋田市山王)</p>	<p>(上段右)</p> <p><b>ファミリーマート</b></p> <p>民間施設（コンビニ）の木造 化</p> <p>(秋田市山王臨海町)</p>
<p>(中段左)</p> <p><b>秋田空港ターミナルビル</b></p> <p>交通機関の内装木質化</p> <p>(秋田市雄和)</p>	<p>(中段中央)</p> <p><b>ウッディさんない</b></p> <p>民間で実施した子ども向け の木工教室の開催</p> <p>(横手市山内)</p>	<p>(中段右)</p> <p><b>国際教養大学中嶋記念図書館</b></p> <p>教育施設の木造化</p> <p>(秋田市雄和)</p>
<p>(下段左)</p> <p><b>ハイブリッド木橋</b></p> <p>土木部門での木材利用</p> <p>(山本郡三種町鹿渡)</p>	<p>(下段中央)</p> <p><b>曲げわっぱ</b></p> <p>国の伝統工芸品に指定され ている、秋田杉を活用した秋 田の特産品</p>	<p>(下段右)</p> <p><b>秋田材展</b></p> <p>首都圏での県産木材製品の 販売促進活動</p> <p>(埼玉県戸田市)</p>

# 《 目 次 》



<b>第1章 指針策定の趣旨</b> . . . . .	<b>1</b>
1 「木材利用の促進に関する指針」の策定 . . . . .	1
2 指針の策定に当たっての基本的考え方 . . . . .	1
3 指針の実施期間 . . . . .	1
<b>第2章 木材の利用の促進に関して講ずる基本的施策</b> . . . . .	<b>2</b>
1 木材の利用の促進に必要な施策の方向 . . . . .	2
（1）木材の優先利用の促進に関する施策 . . . . .	2
（2）県産木材の利用の促進に関する施策 . . . . .	2
（3）県産木材製品の国内販売及び輸出の促進に関する施策 . . . . .	2
2 木材の利用の促進に必要な技術の開発 . . . . .	3
3 木材の利用の促進に必要な人材の育成 . . . . .	3
<b>第3章 基本的施策を推進するために必要な事項</b> . . . . .	<b>4</b>
1 全ての関係者による主体的な取組 . . . . .	4
2 条例・指針の県民等への周知・普及 . . . . .	4
3 基本的施策の検証及び推進 . . . . .	4
4 市町村との連携 . . . . .	4
<b>第4章 木材の利用の推進のための具体的施策</b> . . . . .	<b>5</b>
1 施策のねらい . . . . .	5
2 施策の方向性 . . . . .	5
3 具体的に取り組む施策 . . . . .	6
（1）木材の利用の促進のために具体的に取り組む施策 . . . . .	6
①木材の優先利用の促進のための施策 . . . . .	6
・ウッドファースト県民運動の推進 . . . . .	6
・県民に対する木材利用の意義の普及啓発と情報発信の強化 . . . . .	7
・木育の推進 . . . . .	8
②県産木材の利用の促進のための施策 . . . . .	9
・公共部門での木材の優先利用の促進 . . . . .	10
・民間部門での木材の優先利用の促進 . . . . .	11
・県産木材の需要拡大のために必要な供給体制づくりの促進 . . . . .	12
・県産木材を活用した新製品開発の促進 . . . . .	13
③県産木材製品の国内販売及び輸出の促進のための施策 . . . . .	14
・県外の住宅での県産木材製品の需要拡大 . . . . .	14
・県外での県産木材製品の需要拡大のためのプロモーション活動などの実施 . . . . .	15
・海外への県産木材製品の需要拡大のためのプロモーション活動などの実施 . . . . .	16
（2）木材の利用の促進に必要な技術の開発のための施策 . . . . .	17
・秋田県立大学木材高度加工研究所等での技術開発と企業への技術移転の推進 . . . . .	17
・異業種連携等による新たな木質部材の開発 . . . . .	18
（3）木材の利用の促進に必要な人材の育成のための施策 . . . . .	19
・新たな木質部材等の普及展開による人材の育成 . . . . .	19
・産学官連携による県産木材を活用した木造建築への取組 . . . . .	19



# 第1章 指針策定の趣旨

## 1 「木材利用の促進に関する指針」の策定

- 「秋田県木材利用促進条例」は、平成28年3月、木材利用の促進に関する施策を総合的に推進し、本県の林業及び木材産業の振興を図り、本県の経済の活性化に寄与するため議員提案により制定されました。
- 条例では、県、市町村、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者、県民、その他の木材利用に関係がある者が相互に連携して、日常生活や事業活動における木材利用の促進に県全体で取り組んでいくことを宣言しています。
- この条例に即し、これまでの木材利用への取組の成果を生かしつつ、新たな視点を加えた施策の展開により様々な課題を解決し、本県の林業及び木材産業を成長産業として発展させていくことが重要です。
- 本指針は、このような考え方のもと、時代の潮流や社会経済情勢の変化を踏まえながら、木材利用を促進させるため策定したものです。

## 2 指針の策定に当たっての基本的考え方

- 木材の利用の促進に関する施策を総合的に推進し、もって県内の林業及び木材産業の振興を図り、本県の経済の活性化に寄与するという「秋田県木材利用促進条例」に掲げる目標を実現するため、条例第14条に基づき、「木材利用の促進に関する指針」を定め、これに基づく施策を体系的に講じていくこととします。
- 本指針は、県政の運営指針である「第2期ふるさと秋田元気創造プラン」及び「第2期ふるさと秋田農林水産ビジョン」を補完し、本県の木材利用の促進に向けた施策の基本方向を明らかにしたものです。
- また、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号）の第2章「公共建築物における木材の利用の促進に関する施策」第8条に基づいて定めた「あきた県産材利用推進方針」を踏まえたものです。

## 3 指針の実施期間

- 本指針の実施期間は、「平成28年度から平成33年度までの6年間」とします。

## 第2章 木材の利用の促進に関して講ずる基本的施策

### 1 木材の利用の促進に必要な施策の方向

- 本県においては、少子高齢化が急速に進展しており、県内経済や地域社会が大きな転換点を迎えている中、地方創生に貢献できる産業として、林業及び木材産業への期待が高まっています。
- 木材の利用をめぐるのは、公共建築物等の木造化や木質バイオマスのエネルギー利用などの情勢変化、CLT等をはじめとした新たな木質部材の開発や技術革新のスピードの加速化など、新たな動きが出てきています。
- こうした時代の潮流を的確にとらえ、木材の利用促進を図るためには、次のような県の基本的施策を講じます。

#### (1) 木材の優先利用の促進に関する施策

- 木材の優先利用を促進するため、県民及び事業者が、木材を利用することの重要性に関する認識を共有し、日常生活及び事業活動において、他の素材から木材を使用した製品の優先的な利用（ウッドファースト）を促進します。
- そのためには、木材の利用が人と環境にやさしい暮らしや街づくりのために役立つことについて普及啓発します。
- また、消費者や実需者に、適正な伐採により生産された合法木材・木材製品を選択してもらうため、それらについての普及に取り組みます。

#### (2) 県産木材の利用の促進に関する施策

- 県産木材の利用を促進するため、森林所有者や林業事業者は、県内の木材産業事業者（製材、合板、集成材、家具、木質燃料等）に、県内で生産された木材（丸太、残材）を原材料として供給することを通じて、林業の活性化や森林の適切な整備（公益的機能の発揮）へ貢献するよう取り組みます。
- また、木材産業事業者は、品質・性能の確かな製品を供給する取組はもとより、多様化する消費者のニーズを的確に把握することにより、それらに対応した付加価値の向上などに取り組みます。

#### (3) 県産木材製品の国内販売及び輸出の促進に関する施策

- 県産木材製品の県内消費に限りがある中で、県を挙げて県産木材製品の県外需要の拡大や海外への輸出に取り組みます。

## 2 木材の利用の促進に必要な技術の開発

- 木材の利用は高度化・多様化しており、木材産業事業者が抱える課題に的確に対応するため、新たな技術の開発や創意工夫を引き出すことが必要です。

そのため、木材に関する専門教育研究機関である秋田県立大学木材高度加工研究所において、木材の基礎物性・加工・利用に関する研究、技術開発を推進します。

## 3 木材の利用の促進に必要な人材の育成

- 木材利用の促進を図るため、木造建築に携わる設計者や建築技能者等に対し、木材利用に適確に対応できる能力や現場に立脚した実践力の向上など、人材育成に取り組めます。

### 木材の利用の促進に関して講ずる基本的施策

#### 木材の利用の促進に関する施策

○木材の優先利用の促進に関する施策  
(条例 第9条)

○県産木材の利用の促進に関する施策  
(条例 第10条)

○県産木材製品の国内販売及び輸出の促進に関する施策  
(条例 第11条)

木材の利用の促進に必要な人材の育成

木材の利用の促進に必要な技術の開発

## 第3章 基本的施策を推進するために必要な事項

### 1 全ての関係者による主体的な取組

- 木材利用の促進を図るためには、森林所有者、林業事業者及び木材産業事業者が一体となって努力してだけでなく、県民各界各層の幅広い理解を得ていくことが重要であります。
- そのためには、林業・木材産業の果たす役割や木材利用の意義を県民一人一人が理解し、社会全体で支えていこうという気運を醸成していく必要があります。

### 2 条例・指針の県民等への周知・普及

- 木材利用の促進の重要性や条例の基本理念、県民の協力の必要性、県の施策などについて広く情報発信しながら、県民や事業者に対し、条例や指針の理解を深める機会を提供します。

### 3 基本的施策の検証及び推進

- 指針に基づく各施策の実施に当たっては、社会情勢の変化に的確に対応するため、県、市町村、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者、県民からなる「秋田県木材利用促進委員会」を開催し、木材利用の促進に関する各施策について広く意見を聴く機会を設け、各施策の検証を行うとともに、必要な措置を講じます。
- また、木材利用の促進に関する県の施策の実施状況を公表します。

### 4 市町村との連携

- 木材利用を促進するためには、各市町村の取組も重要であることから、県は、木材利用に関する情報の提供、助言その他の必要な協力を行い、市町村と連携して取組を進めます。

## 第4章 木材の利用の促進のための具体的施策

### 1 施策のねらい

- 県は、木材利用の促進に関する施策を総合的に推進し、県産木材の需要を拡大することにより、県内の林業及び木材産業の振興による本県経済の活性化を図ります。

### 2 施策の方向性

- 県は、木材利用が加速的に促進されるよう、第2章で示した基本的施策を受け、以下の体系により具体的な施策に取り組みます。

#### ■木材利用の促進のための施策の体系

##### 木材の利用の促進のために具体的に取る施策

###### 木材の優先利用の促進のための施策

- ①ウッドファースト県民運動の推進
- ②県民に対する木材利用の意義の普及啓発と情報発信の強化
- ③木育の推進

###### 県産木材の利用の促進のための施策

- ①公共部門での木材の優先利用の促進
- ②民間部門での木材の優先利用の促進
- ③県産木材の需要拡大のために必要な供給体制づくりの促進
- ④県産木材を活用した新製品開発の促進

###### 県産木材製品の国内販売及び輸出の促進のための施策

- ①県外の住宅での県産木材製品の需要拡大
- ②県外での県産木材製品の需要拡大のためのプロモーション活動などの実施
- ③海外への県産木材製品の需要拡大のためのプロモーション活動などの実施

##### 木材の利用の促進に必要な技術の開発のための施策

- ①秋田県立大学木材高度加工研究所等での技術開発と企業への技術移転の推進
- ②異業種連携等による新たな木質部材開発

##### 木材の利用の促進に必要な人材の育成のための施策

- ①新たな木質部材等の普及展開による人材の育成
- ②産学官連携による県産木材を活用した木造建築への取組

### 3 具体的に取り組む施策

#### (1) 木材の利用の促進のために具体的に取り組む施策

##### ① 木材の優先利用の促進のための施策

###### 【施策のポイント1】

- 木材を優先的に活用する「ウッドファーストな暮らし」を実現するため、県民意識の高揚を図ります。
- 木材は、調湿や断熱、癒やし効果に優れ健康で快適な生活を送るために必要な自然素材であること、木材の利用が二酸化炭素を吸収して地球温暖化を防止するなど環境に貢献することなど、木材の正確な情報の発信など広報の充実に努めます。
- 「木育」を進めることにより、木の良さや木材の利用の意義への理解の醸成を図ります。

###### 【具体的な取組1-1】

###### ■ ウッドファースト県民運動の推進

- 木材利用の意義に対する県民の理解を深め、木材の需要拡大につなげるため、木材関係団体等と連携して、県産木材製品をはじめとする木の良さや、木材利用が森林整備や地方創生に果たす意義等について普及啓発する「ウッドファースト県民運動」を展開します。
- また、適正な伐採により生産された合法木材・木材製品の普及を図ることにより、消費者や実需者が合法木材・木材製品を選択する取組を促進します。



(木とのふれあいイベント)



(セミナー)



(トークセッション)

###### 【ウッドファーストあきた推進フォーラムの開催（秋田市）】

## 【具体的な取組 1 - 2】

### ■ 県民に対する木材利用の意義の普及啓発と情報発信の強化

○木材利用に関する実践活動が他の模範となる個人又は団体を表彰し、その活動事例を広く県民に紹介し、木材利用の一層の普及を図ります。



【秋田県森林祭の席上での木材利用功労者の表彰】

○木材利用が地球温暖化防止や森林の多面的機能の持続的な発揮につながることを認識を高めるとともに、県産材の利用を促進することを目的として、民間の施設等で使用した県産木材の二酸化炭素固定量を評価・認証します。



【秋田駅前西口バスターミナル（秋田中央交通株式会社）】

（木材使用量 98m<sup>3</sup> CO<sub>2</sub>固定量 56.4 t-CO<sub>2</sub>）

○公共や民間での建築物の木造化・木質化を進めるため『木造施設事例集』を作成し、木材利用の普及啓発に努めます。



【秋田県公式webサイト 美の国あきたネット】

<http://www.pref.akita.lg.jp/www/contents/1387418591659/index.htm>

## 【具体的な取組 1 - 3】

### ■木育の推進

- 市町村が実施するイベント、学校での学習及び体験活動、NPO団体等が実施する木育活動などを支援します。
- 教育機関やNPO団体等と連携し、教員や保育士等の木育に携わる人材の育成を促進します。



【県主催の木育キャラバン（由利本荘市）】

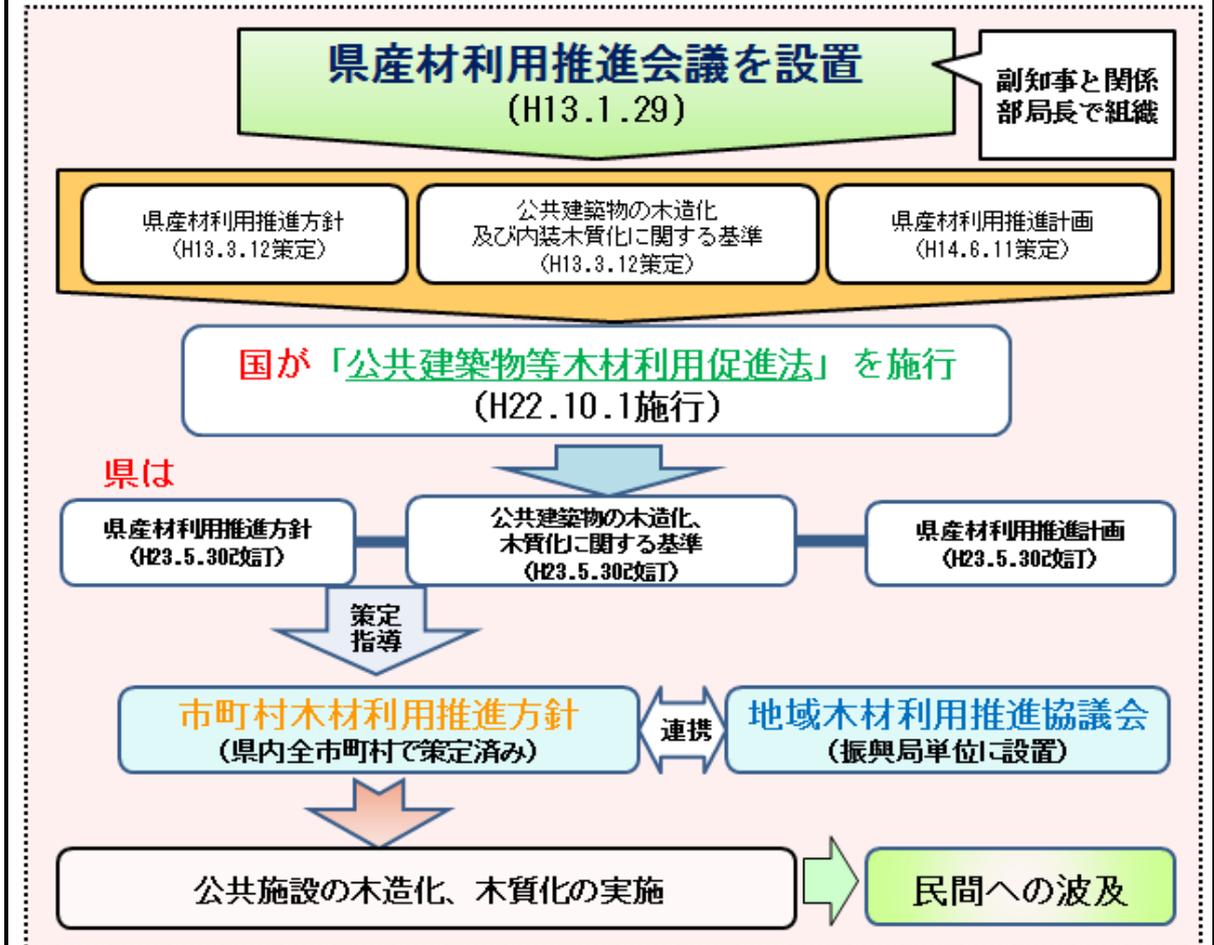


【民間団体による木育セミナー（北秋田市）】

## ②県産木材の利用の促進のための施策

### 【施策のポイント2】

○県は、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号）に基づき、率先して公共建築物等の木造化・内装の木質化等を推進します。



○民間部門での県産木材の利用を促進するため、県産木材製品を使用した住宅や民間の非住宅分野での木材利用を促進します。

○新たな木材需要の創出に向けて、CLTや耐火部材等新しい木質部材の利用を促進します。

○ペレットストーブやチップボイラーの導入等により、木質資源の多角的利用（バイオマス利用）を促進します。

○県産木材の需要を拡大するため、実需者・消費者の求める品質・性能の確かな県産木材製品を供給できるよう、木材産業事業者が行う体制づくりを促進します。

## 【具体的な取組 2 - 1】

### ■ 公共部門での木材の優先利用の促進

#### ○ 公共施設での木材の優先利用

- 県が実施する公共建築物等の施設整備に関しては、副知事と関係部局長で組織する県産材利用推進会議において、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号）に基づき、あきた県産材利用推進方針、県産材利用推進計画を定め、率先して木造化・木質化の取組を推進します。
- また、市町村が整備する公共建築物において、市町村木材利用推進指針に基づく木造化・木質化の推進に必要な協力を行います。

#### ○ 土木分野での木材の優先利用

- 森林土木事業における木製治山ダムや木橋及び木製残置型枠等の利用拡大や、地盤改良用木杭等の新たな工法の普及を図りながら、土木分野での木材利用の拡大を推進します。
- 国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年法律第100号）に基づく特定調達品目に追加されたコンクリート型枠用合板の利用を推進します。



(地域材型枠合板を活用した治山ダム) (木杭基礎を活用した多自然型護岸工)

(木床版鋼トラス橋)

#### ○ 公用調達での木材の優先利用

- 公用調達（備品等）する場合には、県産木材製品を利用するよう努めます。



【秋田林業大学校に納入された地域材家具】

## 【具体的な取組 2 - 2】

### ■民間部門での木材の優先利用の促進

#### ○住宅分野での木材の優先利用

➤民間部門での県産木材の需要を拡大するため、新築住宅における県産木材製品の利用を促進します。



【秋田スギを積極的に使用した住宅】

#### ○民間非住宅分野での木材の優先利用

➤福祉施設、子育て施設、交流施設などの民間非住宅分野での木造化・木質化を促進します。



【福祉施設の木造化】

#### ○木質資源の多角的利用の促進

➤家庭でのペレットストーブ等での木質ペレットの利用や民間企業のバイオマス発電やチップボイラー等でのチップの利用などにより、木質資源の多角的利用を促進します。



(ペレットストーブ)



(木質ペレット)



(薪ストーブ)

## 【具体的な取組 2 - 3】

### ■ 県産木材の需要拡大のために必要な供給体制づくりの促進

○木材産業事業者が、ハウスメーカーや工務店等の住宅供給者、プレカット工場等の実需者・消費者の求める品質・性能の確かな県産木材製品を供給できるよう、施設整備などの体制づくりを促進します。



【県産木材の利用拡大のための規模の大型化と生産の効率化】



【品質・性能の確かな製品の供給のための木材乾燥機の導入】



【木質バイオマス燃料の供給のためのチップ製造施設の導入】

○研修会の開催やコンサルティングなどにより、木材産業事業者の木材加工技術等の向上を促進します。

## 【具体的な取組 2 - 4】

### ■ 県産木材を活用した新製品開発の促進

○ 木材産業事業者、メーカー、研究機関の連携による県産のスギ材や広葉樹を活用した新製品の開発を促進します。



#### 【秋田コレクション】

(デザインプロデューサー喜多俊之氏が提案した“世界に通用する針葉樹の有効利用”というコンセプトに基づき、県内の家具メーカーと木材加工業者により開発された秋田スギの家具)

### ③県産木材製品の国内販売及び輸出の促進のための施策

#### 【施策のポイント3】

- 秋田材のブランド力を向上し、県産材の新たな需要拡大を図るため、木材産業事業者と行政が一丸となって、県産木材や県産木材製品を全国的にアピールする総合プロモーション活動等を促進します。
- 国内市場の縮小や海外での日本製品への関心の高まりを背景として、木材・木製品の海外への販路拡大が重要となる中、県内事業者が海外への県産木材製品の輸出にチャレンジする取組を促進します。

#### 【具体的な取組3-1】

##### ■ 県外の住宅での県産木材製品の需要拡大

- 県産木材製品の国内販売を促進するため、県外での新築住宅における県産木材製品の利用を促進します。
- 県外工務店等と県内木材産業事業者との協定によるネットワーク化を促進し、県産木材製品の継続的な需要の確保を図ります。



商品交換カタログ 平成28年度 ウッドファーストあきた木材利用ポイント事業

※写真はイメージです。

県産材を使って家を建てたり、ベレットストーブ等を購入すると、ポイントがもらえ、積産品と交換できます。

商品交換申請  
受付期間  
平成28年 8/1<sup>日</sup>  
平成29年 3/3<sup>日</sup>

秋田杉のお家で、  
あきたのいいもの  
もらえます。

株式会社秋田県物産振興会

## 【具体的な取組 3 - 2】

### ■ 県外での県産木材製品の需要拡大のためのプロモーション活動などの実施

○ 首都圏等において実需者（商社、大手建設会社、設計事務所等）を対象に、県産木材製品の総合展示会・商談会、トップセールス、首都圏木材市場での販売等を行うなど、新たな販路開拓や販売促進のための取組を展開します。



(様々な県産木材製品を展示)



(知事によるトップセールス)

#### 【森と木の国あきた展（～曲げわっぱから住宅まで～）】

新宿パークタワー（東京都）



(埼玉県の木材市場での展示販売)



(千葉県の木材市場での展示販売)

#### 【秋田材展】



(県内企業との意見交換会)



(製材工場視察)



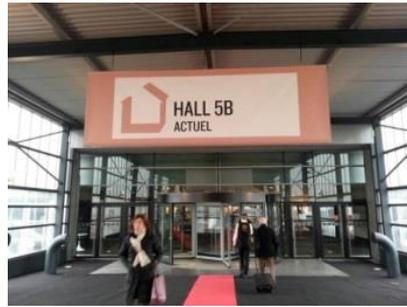
(製材工場での意見交換)

#### 【首都圏木材バイヤーとの意見交換会】

### 【具体的な取組 3 - 3】

#### ■海外への県産木材製品の需要拡大のためのプロモーション活動などの実施

○海外での需要拡大を促進するため、海外展示会への県産木材製品の出展や商談会等を展開します。



【フランスで開催された展示会】



【イタリアで開催された家具展示会】

○海外での市場調査やアンテナショップ開設等の販売活動を促進します。



【台湾の商社展示場での常設展示】

## (2) 木材の利用の促進に必要な技術の開発のための施策

### 【施策のポイント4】

- 秋田県立大学木材高度加工研究所等における最先端の木材の基礎物性・加工・利用に関する研究、技術開発等を推進します。
- 多様な木質部材に対するニーズに応えるため、合板や集成材等に加え、CLTをはじめとする新たな木質部材等の開発を促進し、より幅広い木材関連産業の育成を図ります。

### 【具体的な取組4-1】

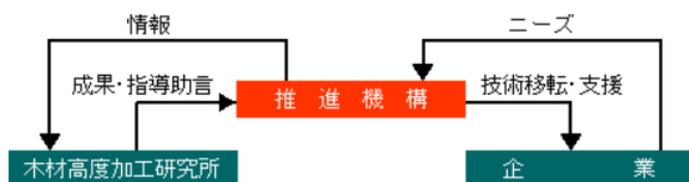
#### ■秋田県立大学木材高度加工研究所等での技術開発と企業への技術移転の推進

- 秋田県立大学木材高度加工研究所等での技術開発  
木材高度加工研究所等での県産木材製品の付加価値の向上のための製品開発、木材を活用した新たな工法、木質バイオマスのエネルギー利用拡大等のために必要な木材の基礎物性・加工・利用に関する研究と技術開発を推進します。



【木材高度加工研究所での新規需要創出に向けた新たな木質材料及び工法の開発】

- 企業への技術移転の推進  
研究・技術開発の成果については、秋田県木材加工推進機構を通じ、現場への普及や木材産業事業者等への技術移転を図ります。



## 【具体的な取組 4 - 2】

### ■異業種連携等による新たな木質部材の開発

○県及び試験研究機関、大学・学術団体、民間企業等による産学官が連携し、新しい木質部材（CLT、耐火部材等）や木構造の開発に向けた取組を促進します。

<p><b>■CLT (Cross Laminated Timber) (直交集成板)</b></p> <p>CLTは、一定の寸法に加工されたひき板（ラミナ）を繊維方向が直交するように積層接着した木材製品である。</p> <p>厚みのある木製のパネルをつくることにより、地震力等への抵抗力、断熱性や耐火性を高めることが期待できる。</p>	
<p><b>■木質系耐火部材</b></p> <p>木質系耐火部材は、建物の構造を支える力を確保しつつ、耐火性能も有する木材製品である。</p> <p>耐火方式には、木材を石膏ボードで被覆したもの、木材を難燃処理木材等で被覆したもの、鉄骨を木材で被覆したものがある。</p>	
<p><b>■集成材と鉄筋を組み合わせた構造部材</b></p> <p>集成材用ラミナ内に、安価なリサイクル鉄筋を繊維方向に挿入し接着した木材製品で、圧縮や曲げに対する強度を向上させつつ、大断面化を抑えた構造部材となる。</p> <p>工場や倉庫など広い無柱空間が必要となる施設で、横架材としての利用が期待できる。</p>	
<p><b>■LVLと金物を組み合わせた構造部材</b></p> <p>一般に流通している定尺材のLVLに金物を組み合わせた木材製品で、強度を確保しつつ、大断面化を抑えた構造部材となる。</p> <p>屋根の傾斜に沿って設置することで柱や梁のない広い空間を確保することができ、工場や倉庫などでの利用が期待できる。</p>	

○新たな建築資材として注目されているCLT等をモデル建築物へ使用するなど、新たな木質部材を活用した工法の普及と定着を図ります。

### (3) 木材の利用の促進に必要な人材の育成のための施策

#### 【施策のポイント5】

○県内の事業者（建築士、建設・建築業者、不動産業者、公共事業発注者（国、県、市町村の建設・営繕関係者等））を対象に、県産木材製品や新たな木質部材を活用した建築物を提案できる人材を育成します。

#### 【具体的な取組5-1】

##### ■新たな木質部材等の普及展開による人材の育成

○CLTや複合木質部材、耐火部材等の公共・民間の建築物への利用拡大を図るため、専門家や有識者などを招聘し、県内の事業者を対象としたセミナーを開催するなど、新しい木質部材の利用拡大に向けた積極的な普及啓発を展開します。



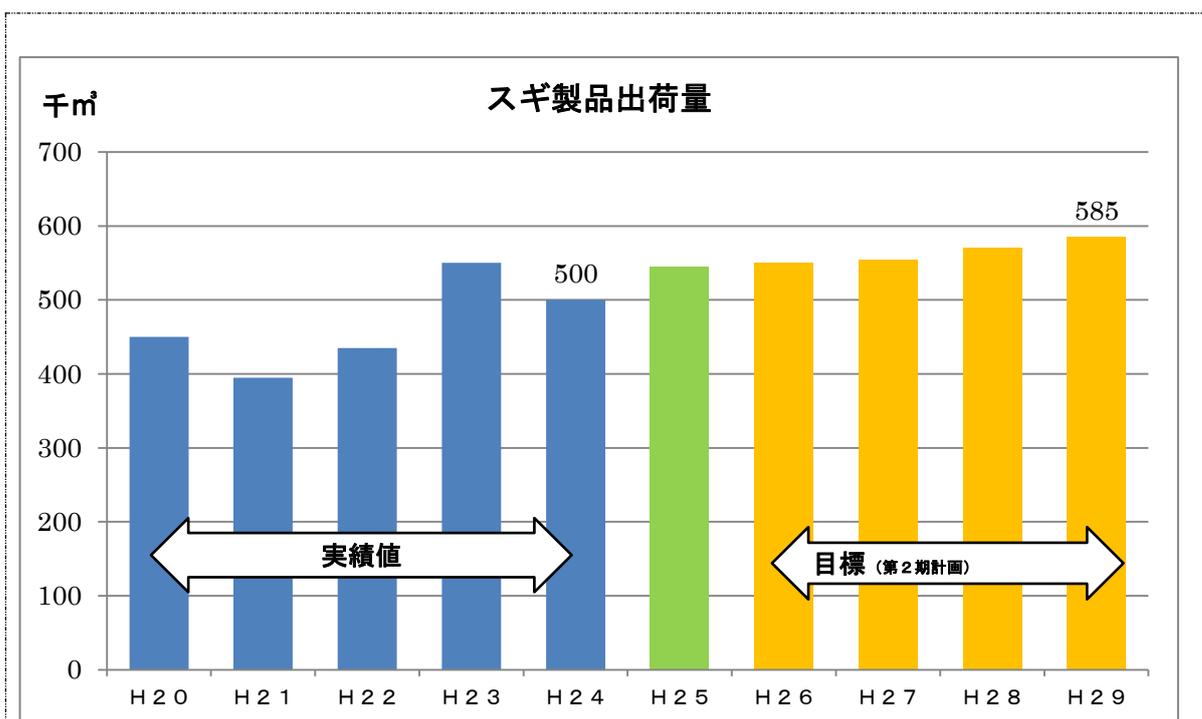
##### ■産学官連携による県産木材を活用した木造建築への取組

○地域の経済振興や環境保全等の観点から様々な木造建築物の建設が国内各地で進められてきています。しかしながら、設計や施工、建築物に使用する木材の調達や品質管理などに課題もあることから、県産材を活用した木造建築物を地域の力で効率的に建設できるよう、研究機関、行政、木材関係者や設計者、施工者など各分野の関係者が連携した体制づくりに取り組みます。

## (参考)

○「第2期ふるさと秋田元気創造プラン」では、県産木材の需要拡大の状況を明らかにするために「スギ製品出荷量」を関連指標としております。

### 【プランの数値目標：スギ製品出荷量】



「第2期ふるさと秋田元気創造プラン」策定時における  
「スギ製品出荷量」の数値目標

○平成24年（基準値） 500千m<sup>3</sup>

○平成29年（目標値） 585千m<sup>3</sup>